

## 第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

(放射性気体廃棄物の管理)

第 89 条

分析評価GMは、表 89-1 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。

- (1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
- (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素 131）の放出量が、表 89-2 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。

表 89-1

| 分 類          | 排気筒等                               | 測定項目                                      | 計測器種類         | 測定頻度                          | 放出実施GM     |
|--------------|------------------------------------|---|---------------|-------------------------------|------------|
| 放射性<br>気体廃棄物 | ・ 5, 6 号炉<br>共用排気筒                 | 希ガス濃度                                     | 排気筒モニタ        | 常時<br>(建屋換気空調系<br>運転時)        | 当直長        |
|              |                                    | よう素 131 濃度<br>粒子状物質濃度<br>(主要ガンマ線<br>放出核種) | 試料放射能<br>測定装置 | 1 週間に 1 回<br>(建屋換気空調系<br>運転時) |            |
|              | ・ 焼却炉建屋<br>排気筒<br>・ 増設焼却炉<br>建屋排気筒 | 粒子状物質濃度<br>(主要ガンマ線<br>放出核種, 全ベ<br>ータ放射能)  | 試料放射能<br>測定装置 | 1 週間に 1 回<br>(建屋換気空調系<br>運転時) | 運用支援<br>GM |
|              |                                    | ストロンチウム<br>90 濃度                          | 試料放射能<br>測定装置 | 3 ヶ月に 1 回<br>(建屋換気空調系<br>運転時) |            |

| 分類           | 排気筒等   | 測定項目                                     | 計測器種類         | 測定頻度                       | 放出実施 GM         |
|--------------|--|--|---------------|----------------------------|-----------------|
| 放射性<br>気体廃棄物 | ・減容処理設備排気口   | 粒子状物質濃度<br>(主要ガンマ線<br>放出核種, 全ベ<br>ータ放射能) | 試料放射能<br>測定装置 | 1週間に1回<br>(建屋換気空調系<br>運転時) | 運用支援<br>GM      |
|              |  | ストロンチウム<br>90濃度                          | 試料放射能<br>測定装置 | 3ヶ月に1回<br>(建屋換気空調系<br>運転時) |                 |
|              | ・固体廃棄物<br>貯蔵庫第9棟<br>排気口<br>・固体廃棄物<br>貯蔵庫第10<br>棟排気口<br>(10-A/B,<br>10-C) | 粒子状物質濃度<br>(主要ガンマ線<br>放出核種, 全ベ<br>ータ放射能) | 試料放射能<br>測定装置 | 1週間に1回<br>(建屋換気空調系<br>運転時) | 固体<br>廃棄物<br>GM |
|              |  | ストロンチウム<br>90濃度                          | 試料放射能<br>測定装置 | 3ヶ月に1回<br>(建屋換気空調系<br>運転時) |                 |

表 89-2

| 項目       | 放出管理目標値                   |
|----------|---------------------------|
| 放射性気体廃棄物 |                           |
| 希ガス      | $2.8 \times 10^{15}$ Bq/年 |
| よう素 131  | $1.4 \times 10^{11}$ Bq/年 |

## 附 則

附則（ ）

（施行期日）

### 第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 第89条については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和3年7月27日 原規規発第2107271号）

（施行期日）

### 第1条

2. 第5条については、3号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号）

（施行期日）

### 第1条

2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

### 第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

（施行期日）

第1条

第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。

添付1については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付1 管理区域図

(第92条の2及び第93条の3関連)

添付2については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付2 管理対象区域図

(第92条, 第93条及び第93条の2関連)